

平成26年第1回北海道議会定例会に提案する条例案(79件)

<新規制定>

1 北海道エゾシカ対策推進条例案(環境生活部環境局エゾシカ対策課(24-383))

○主な制定内容

人とエゾシカとの適切な関係を築き、地域社会の健全な発展に資するよう、エゾシカ対策に関し、基本理念を定め、道の責務及び道民等の役割を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項、特定鉛弾の所持に関する規制等を定めることにより、エゾシカ対策を総合的かつ計画的に推進する。

(1) 主な基本理念

エゾシカ対策は、エゾシカの生息状況、エゾシカによる被害の発生状況その他のエゾシカに関する状況を適確に把握して、科学的知見に基づき、それらの状況に応じた実効性のある方法により推進されなければならない。

(2) 基本計画

エゾシカ対策に関する基本計画の策定及びこれに基づく捕獲等目標数の設定

(3) 基本的施策

- ①状況に応じた個体数の管理、②緊急対策期間及び特定重点対策地域、
③捕獲等の担い手の確保、④有効活用の促進、⑤被害防止対策の推進、⑥調査研究の推進、
⑦事故及び法令違反の防止、⑧捕獲等に係る個体の適切な処理の促進 等

(4) 特定鉛弾の所持の禁止

エゾシカの捕獲等をする目的での特定鉛弾の所持を禁止

※ 特定鉛弾 弾丸部分が鉛成分を含む物質で組成されたもので、詳細は規則で規定

【違反者に対する罰則】

3月以下の懲役又は30万円以下の罰金

(5) エゾシカ対策協議会(全道協議会、地域協議会)の設置

(施行期日 平成26年4月1日。ただし、(4)特定鉛弾の所持の禁止は、平成26年10月1日)

2 北海道いじめの防止等に関する条例案(教育庁学校教育局参事(生徒指導・学校安全)(35-655))

○主な制定内容

児童生徒の尊厳を保持するとともに、児童生徒が健やかに成長できる環境の形成に資するよう、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、道等の責務及び道民等の役割を明らかにするとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

(1) 基本理念

- ①学校の内外を問わずいじめが行われなくなること、
②いじめの問題に関する児童生徒の理解を深めること、
③社会全体でいじめの問題を克服すること

(2) 責務等

道、学校・教職員及び保護者の責務等、道民及び事業者の役割等を規定

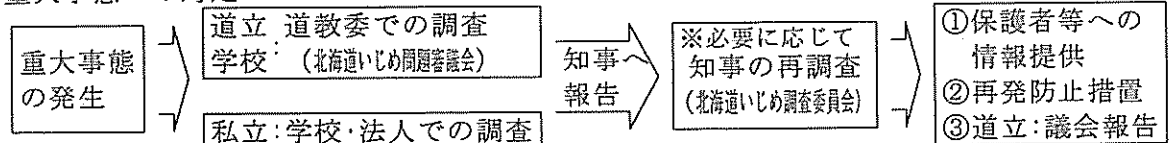
(3) いじめ防止基本方針

北海道いじめ防止基本方針及び学校いじめ防止基本方針の策定

(4) いじめの防止等に関する基本的施策及び措置

- ①道立学校におけるいじめの防止のための対策、②いじめの早期発見のための措置、
③関係機関との連携、④道立学校での組織の設置及び教職員の資質向上、
⑤インターネットによるいじめへの対策 等

(5) 重大事態への対処



・市町村立学校で発生した重大事態に関して、道教委は、必要な調査等を行う。

(6) 北海道いじめ問題対策連絡協議会、北海道いじめ問題審議会及び北海道いじめ調査委員会の設置

(施行期日 平成26年4月1日)

<一部改正条例>

3 北海道防災対策基本条例の一部を改正する条例案（総務部危機対策局危機対策課（22-554））

○主な改正内容

東日本大震災から得た教訓等を生かし災害に強い地域社会の実現に資するよう、防災対策に関する基本理念に減災の考え方等を加えるとともに、防災教育、災害に係る情報の提供等に関する防災対策の充実強化を図り、災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関する基本的な事項を定める。

(1) 防災対策の基本理念の充実

- ①災害時において、人命を守ることを最優先させるとともに、被害を最小化する「減災」の考え方を基本とする。
- ②あらゆる事態を想定し、防災対策の主体が災害の発生に備えるための措置を優先的に講ずる。
- ③被災者等の年齢、性別、障害の有無その他の事情に配慮する。

(2) 防災対策の充実強化

①災害予防

- ・学校、保育所における防災教育、防災訓練に対する支援 ・自主防災組織等に対する支援
- ・災害時の業務体制の整備と広域応援、受入体制の整備
- ・避難行動要支援者に関する情報の事前提供等 ・市町村等の物資の備蓄状況の把握
- ・積雪寒冷期における災害情報の提供

②災害応急対策

- ・災害時の情報の収集、提供を強化 ・災害応急体制の確立
- ・災害時の避難に関する地域における共助

③災害復旧及びその他の施策

- ・災害復旧、被災者の援護、災害に係る検証を追加

（施行期日 平成26年4月1日）

4 北海道職員等の定数に関する条例の一部を改正する条例案

（教育庁総務政策局教育政策課（32-426））

○主な改正内容

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等に基づき教職員の定数を改定する。

※ 道立及び市町村立学校の教職員定数 46,852人 → 46,628人（▲224人）

（施行期日 平成26年4月1日）

5 北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案

（総合政策部総務課（23-113））

○主な改正内容

市町村への権限移譲の推進を図るよう、旅券法に基づく事務の一部を町村が処理することとする。

- (1) 移譲する事務：一般旅券の発給申請受理、交付等に関する事務
- (2) 移譲市町村：4町村（古平町、仁木町、中札内村、更別村）

（施行期日 平成26年10月1日）

6 住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例案（総合政策部地域行政局市町村課（23-516））

○主な改正内容

住民基本台帳法に基づき、違法駐車に係る放置違反金の納付命令等の事務に関し、公安委員会が知事の保有する本人確認情報（住民基本台帳ネットワークシステム）を利用することとする。

（施行期日 平成26年6月1日）

7 北海道立看護学院等看護職員課程修学資金貸付条例及び北海道看護職員養成修学資金貸付条例の一部を改正する条例案（保健福祉部医療政策局医療薬務課（25-360））

○主な改正内容
 地域における看護職員の確保に資するよう、将来特定病院において看護職員として業務に従事しようとする者に対して新たに特別修学資金を貸付する。
 ※ 特別修学資金 月額1万8千円を、一般修学資金（月額3万2千円等）に併せて貸付
 ※ 特定病院 人口10万人当たりの看護師数が全道平均を下回る2次医療圏内の町村に所在する病院で道が中核的病院として指定するもの（※規則で規定）
 （施行期日 平成26年4月1日）

8 北海道後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例案（保健福祉部健康安全局国保医療課（25-804））

○主な改正内容
 後期高齢者医療制度の保険料の増加の抑制を引き続き図るよう、北海道後期高齢者医療財政安定化基金について、北海道後期高齢者医療広域連合から徴収する基金拠出金の平成26年度以降の拠出率を定める。
 ※ 基金拠出率：（～H25）1万分の18.8 →（H26～）1万分の7.5
 （施行期日 平成26年4月1日）

9 北海道指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案（保健福祉部福祉局施設運営指導課（25-227））

○主な改正内容
 国が定める指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の改正に鑑み、共同生活介護の共同生活援助への一元化に対応した基準の改正等を行う。
 (1) 共同生活介護の共同生活援助への一元化に伴う基準の改正
 障害者総合支援法の改正により共同生活介護が共同生活援助に一元化されたことに伴い、共同生活介護に関する基準を削除し、共同生活援助の人員、設備及び運営に関する基準を改正
 (2) その他の改正
 ・ 重度訪問介護の対象拡大：重度訪問介護の対象者が拡大されたことに伴う規定の整備
 ・ 障害支援区分への見直し：「障害程度区分」を「障害支援区分」に改正
 （施行期日 平成26年4月1日）

10 北海道流域下水道条例の一部を改正する条例案（建設部まちづくり局都市環境課（29-604））

○主な改正内容
 流域下水道の管理の一部を下水道法に基づき引き続き関係市町が行うこととする。
 ※ 道と関係市町との協議により、関係市町が管理事務の一部を行う（下水道法第25条の2第2項）
 ※流域下水道施設の概要

名称	対象市町	所在地	設置年
十勝川流域下水道	帯広市、音更町、幕別町、芽室町	帯広市	S55
石狩川流域下水道	芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、美唄市 奈井江町、上砂川町、浦臼町、新十津川町	奈井江町	S61
函館湾流域下水道	函館市、北斗市、七飯町	函館市	H2

（施行期日 平成26年4月1日）

11 北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案（教育庁総務政策局教職員課（35-213））

○主な改正内容
 学校職員の勤務の特殊性等に鑑み、学校職員の休憩時間を短縮する。
 (1) 休憩時間の短縮（1日の勤務時間が6時間を超える場合）
 （改正前）少なくとも1時間 →（改正後）少なくとも45分
 (2) (1)の休憩時間の短縮に伴い、1日の勤務時間が8時間を超える場合には、休憩時間を少なくとも1時間とする旨を規定。
 （施行期日 平成26年4月1日）

12 北海道立少年自然の家条例の一部を改正する条例案（教育庁生涯学習推進局生涯学習課（35-521））

○主な改正内容

青少年教育施設を取り巻く社会情勢の変化に鑑み、道立洞爺少年自然の家を廃止するとともに、道立少年自然の家に道立青年の家を統合してこれらの施設を青少年の多様な体験活動等を支援する施設とし、併せて利用料金の上限額を改定する。

(1) 施設名称の変更、廃止

旧施設	新施設	位置
北海道立砂川少年自然の家	北海道立青少年体験活動支援施設ネパール砂川	砂川市
北海道立青年の家	北海道立青少年体験活動支援施設ネパール深川	深川市
北海道立洞爺少年自然の家	廃止	虻田郡洞爺湖町
北海道立森少年自然の家	北海道立青少年体験活動支援施設ネパール森	芽部郡森町
北海道立常呂少年自然の家	北海道立青少年体験活動支援施設ネパール北見	北見市
北海道立足寄少年自然の家	北海道立青少年体験活動支援施設ネパール足寄	足寄郡足寄町
北海道立厚岸少年自然の家	北海道立青少年体験活動支援施設ネパール厚岸	厚岸郡厚岸町

(2) 施設の役割等の拡充（生涯学習活動の振興を追加）

(3) 消費税の増税に伴い施設の利用料金の上限額を改定

(施行期日 平成26年4月1日)

<No.13~20 地方分権一括法関係>

No	条例案名及びその改正内容
13	北海道職員等の修学部分休業に関する条例及び北海道職員等の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例案（総務部人事局人事課（22-188）） (1) 修学部分休業の期間：修学に必要なと認められる期間を2年とする。 (2) 高齢者部分休業の対象となる職員の年齢：55歳とする。
14	北海道地方独立行政法人に係る重要な財産を定める条例の一部を改正する条例案 （総務部法人局大学法人室（22-716）） ・道からの出資又は支出により取得した法人財産が不要となった場合に、その不要となった財産のうち、道に納付することが必要な重要な財産を定める。
15	北海道土地利用審査会条例の一部を改正する条例案 （総合政策部政策局土地水対策課（23-738）） ・土地利用審査会の委員の定数を定める。（改正前）法定で7人 ⇒（改正後）条例で7人
16	北海道固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例案 （総合政策部地域行政局市町村課（23-519）） ・固定資産評価審議会の委員の定数を定める。（改正前）法定で12人以内 ⇒（改正後）条例で12人以内
17	北海道介護保険審査会の公益を代表する委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例案 （保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課（25-666）） ・公益を代表する委員で構成する合議体の委員定数を定める。（改正前）法定で3人 ⇒（改正後）条例で3人
18	北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案 （建設部住宅局建築指導課（29-456）） ・第一種市街地再開発事業に係る事務が、政令市（札幌市）へ法定移譲されたことに伴う規定の整備
19	北海道社会教育委員の定数及び任期に関する条例の一部を改正する条例案 （教育庁生涯学習推進局生涯学習課（35-516）） ・社会教育委員の委嘱の基準を定める。 （改正前）法定 ⇒（改正後）条例で規定：学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験者
20	北海道留置施設視察委員会条例の一部を改正する条例案（警察本部総務部留置管理課（2379）） ・留置施設視察委員会の委員の任期を定める。 （改正前）法定で1年、再任可 ⇒（改正後）条例で1年、再任可

(施行期日 平成26年4月1日)

基金条例関係・・・7件

No	条例案名	条例改正の概要	施行期日
21	【新規】北海道農業構造改革支援基金条例案（農政部農業経営局農業経営課（27-361））	国から交付される農地集積・集約化対策事業費補助金を積み立て、北海道における農業の構造改革の推進を図るための基金を設置する。	公布の日
22	北海道消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例案（環境生活部くらし安全局消費者安全課（24-523））	道内の消費生活相談窓口の機能強化等を引き続き図るよう、基金の有効期限を延長する。 ※ 有効期限 平成26年3月31日 → 平成27年3月31日	公布の日
23	北海道介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例案（保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課（25-663））	介護サービスを提供する小規模な施設の整備等の一層の促進を図るよう、基金の有効期限を延長する。 ※ 有効期限 平成26年12月31日 → 平成27年12月31日	公布の日
24	北海道介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例案（保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課（25-663））	介護サービスを提供する施設の開設等の一層の促進を図るよう、基金の有効期限を延長する。 ※ 有効期限 平成26年12月31日 → 平成27年12月31日	公布の日
25	北海道地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例案（保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課（25-711））	北海道における自殺対策を引き続き強化するよう、基金の有効期限を延長する。 ※ 有効期限 平成26年12月31日 → 平成27年12月31日	公布の日
26	北海道安心こども基金条例の一部を改正する条例案（保健福祉部子ども未来推進局（25-754））	基金の目的に不妊治療への支援を加えるとともに、基金の有効期限を延長する。 ※ 有効期限 平成30年6月30日 → 平成31年6月30日	公布の日
27	北海道緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例案（経済部労働局雇用労政課（26-752））	離職を余儀なくされた非正規雇用の労働者及び中高年齢者等に対する生活、就労等の支援を一層推進するよう、基金の有効期限を延長する。 ※ 有効期限 平成27年3月31日 → 平成28年6月30日	公布の日

給与・手当に係る改正関係・・・5件

No	条例案名	主な改正内容	施行期日
28	北海道知事等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例案（総務部人事局人事課（22-174））	知事、副知事、常勤の監査委員、公営企業管理者、教育長等の給与及び非常勤の委員等の報酬を減額する措置の一部緩和等を行う。 (1) 給与（報酬）の独自縮減措置の一部緩和 ・ 期末手当の縮減の廃止 ・ 非常勤の委員等の報酬 ▲9%→▲8% (2) 独自縮減期間の1年延長 平成27年3月31日まで→平成28年3月31日まで	26.4.1

No	条例案名	主な改正内容	施行期日
29	北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案（総務部人事局人事課（22-175））	北海道人事委員会の議会及び知事に対する平成25年10月4日付け勅告に鑑み、獣医師に対する初任給調整手当の支給限度額を改定するとともに、55歳を超える職員に対する昇給抑制措置等を講じ、及び給与を減額する措置の一部緩和等を行う。 (1) 獣医師の初任給調整手当の支給限度額の改定 月額36,400円→月額46,000円（+9,600円）	26.4.1
30	北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案（教育庁教育職員局給与課（35-316））	(2) 昇給制度の改正 ①55歳を超える職員の昇給の抑制措置 ②勤務成績の判定期間等の改正（警察職員条例を除く。） (3) 給与の独自縮減措置の一部緩和等 ①給料月額に係る縮減措置 ・管理職員（課長相当職以上）▲9%→▲8% ・管理職員（主幹相当職）▲8.4%→▲7.4% ・30歳を超える職員 ▲4.2%→▲2.9% ・30歳以下の職員 ▲4.0%→▲2.0%	
31	北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案（警察本部警務部警務課（2663））	②管理職手当に係る縮減措置 ・課長相当職以上 ▲20%→▲10% ・主幹相当職 ▲20%→▲8% ③期末・勤勉手当に係る縮減措置 縮減措置の廃止 ④独自縮減期間の1年延長 平成27年3月31日まで→平成28年3月31日まで	
32	北海道職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案（総務部人事局人事課（22-175））	分べん介助等業務手当及び新生児診療手当を新設するとともに、医学研究調査手当に係る特例措置の延長等を行う。	26.4.1

使用料・手数料に係る改正関係・・・45件
 <新規項目の追加等のあるもの：9件>

No	条例案名	消費税相当額の改定以外の改正内容
33	北海道保健福祉部手数料条例の一部を改正する条例案（保健福祉部総務課（25-111））	新規手数料の追加：保育士試験全部免除申請手数料（2,400円） ※他に手数料の額の改定
34	北海道漁港管理条例の一部を改正する条例案（水産林務部水産局漁港漁村課（28-320））	・占用料の区分改定（道路法施行令に準ずる。） 占用物件の所在地について市と町村の2区分 →市町村別に3～4区分
35	北海道漁港土砂採取料等徴収条例の一部を改正する条例案（同上）	
36	北海道道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案（建設部土木局道路課（29-266））	
37	河川法施行条例の一部を改正する条例案（建設部土木局河川課（29-303））	・近傍類似の土地時価を基準とする占用料に係る激変緩和率の追加及び改定 （改正後）前年度の1.2倍を上限
38	砂防法施行条例の一部を改正する条例案（建設部土木局砂防災害課（29-413））	※他に占用料等の額の改定
39	北海道海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例案（同上）	
40	北海道立学校条例の一部を改正する条例案（教育庁高校教育課（35-704））	国の制度改正に伴い、道立高等学校及び中等教育学校において授業料及び通信教育受講料を徴収する。 授業料：（全日制）年額118,800円 （定時制）年額 32,400円（1単位1,750円） 通信教育受講料：1単位340円 ※他に寄宿舍使用料の額の改定

No	条例案名	消費税相当額の改定以外の改正内容
41	北海道公安委員会手数料条例の一部を改正する条例案 (警察本部交通企画課 (5025))	手数料の項目を新設 ・一定の病気等のため運転免許を取り消された者が運転免許を再取得する際の試験手数料 (1,900円) ※他に手数料の額の改定

<消費税率の改定に伴うもの：36件>

使用料、手数料又は利用料金の上限度等の改定

- 42 北海道行政財産使用料条例の一部を改正する条例案 (総務部総務課(22-408))
- 43 北海道立北方四島交流センター条例の一部を改正する条例案 (総務部北方領土対策本部(22-766))
- 44 北海道環境生活部手数料条例の一部を改正する条例案 (環境生活部総務課(24-116))
- 45 北海道自然環境等保全条例の一部を改正する条例案 (環境生活部環境局環境推進課(24-207))
- 46 北海道立開拓記念館条例の一部を改正する条例案
(環境生活部くらし安全局文化・スポーツ課 (24-410))
- 47 北海道立体育センター条例の一部を改正する条例案
(環境生活部くらし安全局文化・スポーツ課(24-404))
- 48 北海道立オホーツク流氷科学センター条例の一部を改正する条例案
(環境生活部くらし安全局文化・スポーツ課(24-410))
- 49 北海道立診療所条例の一部を改正する条例案 (保健福祉部医療政策局医療業務課 (25-328))
- 50 北海道立看護学院条例の一部を改正する条例案 (保健福祉部医療政策局医療業務課 (25-361))
- 51 北海道病院事業条例の一部を改正する条例案 (保健福祉部医療政策局道立病院室 (25-853))
- 52 北海道保健所条例の一部を改正する条例案 (保健福祉部健康安全局地域保健課 (25-512))
- 53 北海道立衛生研究所条例の一部を改正する条例案 (保健福祉部健康安全局地域保健課 (25-512))
- 54 北海道立児童福祉施設条例の一部を改正する条例案
(保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課 (25-729))
- 55 北海道立精神保健福祉センター条例の一部を改正する条例案
(保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課 (25-711))
- 56 北海道経済部手数料条例の一部を改正する条例案 (経済部総務課(26-703))
- 57 北海道立地域食品加工技術センター条例の一部を改正する条例案 (経済部食関連産業室(26-803))
- 58 北海道立工業技術センター条例の一部を改正する条例案 (経済部産業振興局産業振興課 (26-805))
- 59 北海道立高等技術専門学院条例の一部を改正する条例案 (経済部労働局人材育成課(26-505))
- 60 北海道立職業能力開発支援センター条例の一部を改正する条例案 (経済部労働局人材育成課(26-504))
- 61 北海道立産業共進会場条例の一部を改正する条例案 (農政部農政課(27-121))
- 62 北海道農政部手数料条例の一部を改正する条例案 (農政部農政課(27-112))
- 63 北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例の一部を改正する条例案
(農政部食の安全推進局食品政策課(27-666))
- 64 北海道家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例案 (農政部生産振興局畜産振興課(27-791))
- 65 北海道立農業大学校条例の一部を改正する条例案 (農政部農業経営局農業経営課(27-366))
- 66 北海道水産林務部手数料条例の一部を改正する条例案 (水産林務部総務課(28-112))
- 67 北海道立漁業研修所条例の一部を改正する条例案 (水産林務部水産局水産経営課(28-212))
- 68 北海道立道民の森条例の一部を改正する条例案 (水産林務部林務局森林活用課(28-823))
- 69 北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例案 (建設部住宅局建築指導課(29-461))
- 70 北海道海域使用料等徴収条例の一部を改正する条例案 (建設部土木局砂防災害課 (29-413))
- 71 北海道立都市公園条例の一部を改正する条例案 (建設部まちづくり局都市環境課(29-623))
- 72 北海道公共下水道条例の一部を改正する条例案 (建設部まちづくり局都市環境課(29-604))
- 73 北海道営住宅条例の一部を改正する条例案 (建設部住宅局住宅課(29-535))
- 74 北海道立道民活動センター条例の一部を改正する条例案 (出納局集中業務室財産管理課(32-698))
- 75 北海道営工業用水道料金及び分担金徴収条例の一部を改正する条例案 (企業局工業用水道課(32-772))
- 76 北海道立美術館条例の一部を改正する条例案 (教育庁生涯学習推進局文化財・博物館課(35-613))
- 77 北海道立博物館条例の一部を改正する条例案 (同上)

(施行期日 一部を除き、平成26年4月1日)

規定の整備 …… 2件

No	条例案名	主な改正内容	施行期日
78	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例案（保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課（25-710））	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正に伴い、次の条例について規定の整備を行う。</p> <p>(1) 北海道指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例</p> <p>(2) 北海道指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例</p>	26.4.1
79	エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例案（経済部産業振興局環境・エネルギー室（26-171））	<p>エネルギーの使用の合理化に関する法律の改正に伴い、次の条例について規定の整備を行う。</p> <p>(1) 北海道地球温暖化防止対策条例</p> <p>(2) 北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例</p>	26.4.1